

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 現状

### (1) 職種ごとの人数・平均給料・平均年齢等及び民間従業員データ

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
美咲町	47.0歳	9人	237,991円	254,780円	254,313円	—	—	—	—
うち学校給食員	45.8歳	5人	241,820円	254,440円	254,440円	調理士	41.5歳	256,800円	99.1%
うち用務員	58.3歳	2人	270,550円	281,150円	281,150円	用務員	53.7歳	228,900円	122.8%
岡山県	47.4歳	534人	339,294円	391,307円	362,025円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	320,514円	320,514円	—	—	—	—
類似団体	47.5歳	20人	295,246円	321,776円	309,515円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

### (2) 年齢別職員数

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	1人	1人	1人	3人	0人	9人

### (3) その他の給料に関する事項

#### ア. 給料表

行政職給料表(二)の4級まで適用。

#### イ. 手当等

扶養手当、通勤手当、住居手当等、一般行政職に準じて支給。  
 特殊勤務手当支給なし。

#### ウ. 昇給基準

一般行政職に準じ、毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を基準として昇給する。

## 2 基本的な考え方

退職者は原則不補充とし、民間委託、指定管理者制度の導入も視野に検討中。

## 3 具体的な取り組み内容

- 給与構造見直しの実施により給与水準を平均0.6%引き下げ(平成18年度～)

## 4 その他

今後も町の財政健全化に向けて、事業全体の見直しを進め、民間委託等の積極的な実施を行い、一般行政職と同様、技能労務職員給与の適正化を図っていく。